

大阪経済記者クラブ会員各位

「中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に関する意見」について

【お問合せ先】

大阪商工会議所 経営情報センター（古川・野田）
TEL：06-6944-6580

- 大阪商工会議所は、このたび「中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に関する意見」を取りまとめ、本日付で経済産業大臣ら政府関係機関などへ建議した
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が毎年発表している「情報セキュリティ10大脅威」に、今年初めて、「サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃の高まり」が4位にランクインし、大企業がいくらセキュリティを強化しても、サプライチェーンを構成する中小企業のうち一社でもセキュリティ対策が甘ければ、そこを攻撃の足がかりとして、秘密情報・個人情報等を窃取する手口などが懸念されている
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を来年に控え、日本企業に対し、過去最高レベルのサイバー攻撃が発生する恐れがある中、中小企業の対策が進んでいるとは、言い難い状況にある
- 大阪商工会議所は今年度、IPAから公募された「サイバーセキュリティお助け隊」事業を請け負い、中小企業に「サイバーセキュリティ総合サービス」を提供する実証実験を実施している。セキュリティが脆弱な中小企業にとって、手間がかからず、受け入れやすい民間サービスの提供が重要であり、政府においては、国全体のサプライチェーンのセキュリティを強化する観点から、一刻も早く、「サイバーセキュリティお助け隊」事業を全国展開するとともに、同事業の民間サービス化を急がりたい

以上

【添付資料】資料1 中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に関する意見

2019年12月

中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に関する意見

大阪商工会議所

- 我が国の中小企業・小規模事業者が直面している人手不足の解消に向けて、生産性向上に資するIT活用が有効な対策として期待される
- 政府におかれては、IT導入補助金等を活用した、中小企業が導入しやすいクラウドサービスをはじめとした「身の丈IT」の利用促進や、受発注業務のペーパーレス化、中小企業共通EDIを活用したデータ連携といった施策にも力を注がれている
- しかしながら、こうしたデジタル化の進展と並行して、中小企業のサイバーセキュリティレベルを不安視する声も高まっている
- 本会議所が実施した「サプライチェーンにおける取引先のサイバーセキュリティ対策等に関する調査」（2019年5月10日発表）結果によれば、大企業の4社に1社は、取引先の中小企業が受けたサイバー攻撃により間接的に攻撃を受けた経験があり、実際に情報流出などの被害が出ているケースもある
- 本会議所は、情報処理推進機構（IPA）から公募された「中小企業向けサイバーセキュリティ事後対応支援実証事業『お助け隊』」に採択され、同サービスを民間事業化する検討を進めているところである
- 同サービスは、人もお金もかけられない中小企業のサイバーセキュリティレベルを向上させ、国全体のサプライチェーンを守っていく有効な手段となりうるが、より多くの中小企業による利用を促すために、下記のとおり、国による、より積極的な普及拡大支援を求めたい

記

1. 中小企業サイバーセキュリティ対策支援促進事業の予算確保

- 今年度の地域実証事業の空白地域（北海道、首都圏、四国、九州）を確実に埋めるなど、重要インフラや重要産業のサプライチェーンを守る支援体制モデルの早期構築と今年度実証事業の民間事業化を進めるために、必要かつ十分な予算措置を講じられたい

2. サイバーセキュリティお助け隊等民間サービスの普及拡大支援

○サイバーセキュリティお助け隊はじめ同種の民間サービスを普及させるために、以下のような制度改善をされたい

①SECURITY ACTION 3つ星の新設と宣言要件への組み込み

宣言要件に「お助け隊サービス等の利用」を設定されたい

②「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」への組み込み

同ガイドライン指示9「サプライチェーン全体の対策」における「望ましいこと」の事例として、「お助け隊サービス等の利用」を追加されたい

③IT導入補助金の加点要件へ追加

申請書を審査する際、「お助け隊サービス等の利用」を加点要件として追加されたい

④「サイバーセキュリティお助け隊」の商標登録とブランド化

「サイバーセキュリティお助け隊」をIPA等にて商標登録し、実証実施事業者に通常使用権を許諾され、分かり易い統一ブランド化による普及を推進されたい

⑤民間事業化されたサービス利用者への補助金

事業化されたサービスを利用する中小企業に対し、利用料の一部を補助されたい

⑥独占禁止法及び下請法の規制との関係明確化

サプライチェーンを守るために大企業が取引先の中小企業に対し、事業化されたサービスの利用を促すにあたって、独占禁止法及び下請法に抵触しない範囲を明確化されたい

以 上

要望建議先

【建議先】

- 内閣官房長官、副長官、サイバーセキュリティセンター長、内閣情報通信政策監、情報通信技術（IT）総合戦略室長
- 情報通信技術（IT）政策担当大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、内閣府副大臣、大臣政務官
- 財務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、大臣官房長、主計局長、近畿財務局長
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、大臣官房長、サイバーセキュリティ・情報化審議官、商務情報政策局長、サイバーセキュリティ課長、サイバーセキュリティ技術戦略企画調整官、サービス政策課長、近畿経済産業局長
- 中小企業庁長官、次長、経営支援部長、技術・経営革新課長、事業環境部長、取引課長

【（写）送付先】

近畿総合通信局長、日本商工会議所会頭、情報処理推進機構理事長、関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事、大阪府知事、大阪市長

以 上